「相互貸借館の貸出期間」の回答について

２０１７年１０月１０日

三田市立図書館　館長・平岡一仁様

三田市の図書館を考える市民の会
代表世話人　小林純生

相互貸借館の貸出期間についての回答ありがとうございました。

長期間の検討の結果として、貸出開始日、貸出期間などを一覧で示していただいたことに、お礼を申し上げます。しかし、幾つか重大な疑義があり、三田市の図書館を考える市民の会は「緊急世話人会」を開いて検討いたしました。その結果、全員一致で下記について改めてお尋ねすることにいたしました。

回答には次のように記されています。

「また、今回ご報告する下記内容に関しては、Web 公開はしない事、個人（三田市の図書館を考える市民の会）を超えて情報を漏らさない事を、前提に送付致しますので、その配慮は是非、お願い致します」。さらに、末尾には重ねて「情報が流出しない様、管理をよろしくお願い致します」とあります。

順に申し述べます。

①まず「**Web 公開はしない事、個人（三田市の図書館を考える市民の会）を超えて情報を漏らさない事を、前提に送付します**」について。今回の私たちの要望と図書館の回答は、手続き的には簡略になっていますが、「公的機関への情報公開請求とその開示」に当たります。情報公開制度の原則として、開示者が公開先について一方的に制限を設けることは許されません。勿論、情報の性質上、例えば個人情報が含まれるものなどは、請求者個人に限定して開示するなど、開示先に制限を設けるケースはあります。しかし、それは例外的なことで、必ず確たる理由がなければなりません。今回の「相互貸借館の貸出期間」については、開示先を限定しなければならない理由をまったく想像することができませんし、回答にも理由は一切示されていません。したがって、「情報を漏らさない事を、前提に送付します」という一方的な通告には、何の正当性もなく、まして強制力はありません。「公開」とは「広く市民に開示する」ということで、１団体にだけ開示し図書館利用者を含む一般市民には知らせない、などという恣意的な運用は決して許されることではありません。

但し、もし「特段の理由」があるのであれば、明確にお示しください。

②「**個人（三田市の図書館を考える市民の会）**」とありますが、市民の会は「個人」

ではありません。日常的には代表世話人を中心とする世話人団によって運営され、多くの会員を擁する「市民団体」です。この点、認識を改めてください。

③「情報を**漏らさない**と共に」「情報が**流出しない**様」「**配慮は**是非、お願い致します」「**管理を**よろしくお願い致します」の文言が使われています。わたしたちがかつて、どこかの情報を「漏らしたり」「流出させたり」したことがあるかのような言い方です。また、「漏らす」「流出」は、「用語」としてだけ考えても、図書館が市民団体に対して用いる文言としては、極めて非礼で無神経な表現です。また、「管理をよろしく」「配慮は、是非お願い」の文言も不適切です。わたしたちは自主・自律の市民団体であり、何事であれいかなる機関であれ、管理・監督・指導を受けることは決してありません。図書館から「管理や配慮」を指図される筋合いは微塵もありません。

「知の拠点」を標榜する図書館ともあろう公共機関が、このように誤った認識で、このように非礼な文書を送ってくるとは驚きです。強く抗議します。

以上３点について、図書館の見解をできるだけ早急にお示しください。

なお、９月２９日付の図書館回答とこの文書は三田市文化スポーツ課にも送付し、見解を求めます。

また、一応回答を待ちますが、回答をいただくまでに長い日数がかかる場合は、当会の判断で「相互貸借館の貸出期間」をホームページで公開いたします。

以上